



シマネスク 鳥取

農地パトロールの取り組み

雲南市農業委員会



1. 農業委員会の活動

雲南市農業委員会では、農地基本台帳とGISの照合システムを導入し、農地パトロールに活用しています。また、外部から講師を招いて研修会を開催したり、農地パトロールの事前検討会の実施など、活発な活動をされています。農業委員と事務局の皆様から、これらの活動についてお話を聞きました。

農地パトロールについて－農業委員の皆さんのご意見－

「農地パトロールでは、委員の皆さんによって耕作放棄地の判断基準が違うので、「目あわせ」が必要という意見を聞きます。どのように対応されていますか。」

農業委員 農地パトロールをする前の研修会をしている。研修会の後に、農業委員と農地協力員が地区ごとに分かれて打ち合わせもしている。パトロールは、農業委員と農地協力員が3～4人の班編成で現地を巡回しているが、耕作放棄地かどうか判断に迷う農地は班で相談しており、農業委員が一人で判断することはない。集落の人や所有者にも会って意向を聞き、聞いた内容は調査票（別紙）に記入して、事務局に提出している。

パトロールの時に現場で確認した内容を地図に書き込み、調査票などの書類の整理・確認もあるので、事務局へ提出するまでに2ヶ月程度かかっている。その後事務局でシステムへの入力作業を行い、農地基本台帳の補正を完了し、全体の調査結果が分かるのは翌年の2月頃と、研修会から半年ぐらいかかっている。

耕作放棄地と遊休農地（平成21年3月時点）

耕作放棄地と遊休農地は、一般的に同義語として扱われていますが次のとおり定義され、耕作放棄地のうち農地として利用可能なものを遊休農地といいます。

《耕作放棄地》

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。

《遊休農地》

農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号において定義されている法令用語であり、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。

「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」か否かは、当該農地の所有者又は使用収益権者の今後の農業経営に関する意向、耕作を再開する意思がある場合には耕作放棄に至った事由や年齢等からみたその実現の可能性から判断する。

—農地パトロールの効果は、どのようなものがありますか。

農業委員 きちんと現状を把握し所有者にも会って意向調査をしていると、所有者の方は「農地を監視されている」という意識になるのか、無断転用が減る。また、農地を管理できなくなる前に所有者から農業委員に相談があるなど、耕作放棄されそうな農地が事前に分かり、迅速な対応により農地を守ることができる。まだまだ意識が徹底される必要があると感じているが…。

—今後、どのような取り組みを考えていますか。

農業委員 農業振興地域の考え方は合併前の6町村の間に温度差があり、雲南市として今後どうするかが課題だ。また、不在地主について、どうやって現状を把握するか、実際の調査方法などどうやって取り組むのかもこれからの課題。

農地基本台帳とGISの照合システムの構築と運用

—GISシステムを導入されています。地籍調査が終わっていないため苦労している市町村もありますが。

事務局 幸いにも雲南市では農地部分の地籍調査はほぼ終わっている。地籍調査が終わっていないところで農地パトロールをするのは厳しい。農地パトロールを行い調査面積を正確に把握し、分析するためにも農林水産省と国土交通省は連携して地籍調査の支援や航空写真など情報提供の支援等を行っていただきたい。

—GISシステムを導入された後で、どのように農地パトロールをされていますか。

事務局 航空写真に地籍図（農地のみ）を上書きし、色分けしている地図をパトロール用地図として調査票と一緒に農業委員に渡している。地図には、前年度の調査結果を反映した耕作放棄地をオレンジ色で表示している。新たな耕作放棄地は、地図に赤線でエリアを書き込んでもらっている。復旧された農地も併せて調査している。図面に書き込めないような一筆が小さな場所は、調査票（別紙）に書き込んでもらっている。地図は拡大印刷もできるので、それが必要な地域は農業委員からの要請で随時提供している。



農地パトロールで使用した図面

地図に情報を書き込んでいます。
荒れた畑を示す「畑荒」。(左上)
田から畑へ転換の「畑」。地図の色（緑）で、田として把握していたことが分かります。(左下)
農地を売ったことを示す「売」。(右上)
地図だけでは必要な情報を書き込まず、調査票に情報を記載したことを示す「53」。(右下)

—調査結果を台帳へ反映することも大変な作業ですが。

事務局 平成19年度の農地パトロールの結果を入力する作業は、6,000筆を越える筆数の整理のため大変な労力を要した。入力のために臨時職員も雇用了。

システムへの入力には農地基本台帳システムで行っている。地図システムへの反映は農地基本台帳システムからのデータを抜き出し、照合を行っている。国の補助事業でシステムを導入したが、当時の事業採択要件の制約で農地基本台帳システムとGISシステムを別々の時期に導入したため、それぞれ違う会社のシステムを導入する結果となった。

農地基本台帳システムとGISシステムのソフトや納入した会社が違うので、使いやすくするように手を加える必要があった。今の方法での農地パトロールの実施とシステムへの入力もベストではなく、まだまだ試行錯誤を重ねている。

—他にどのような課題がありますか。

事務局 充実した農地パトロールとするためには、農業委員だけではなく農地協力員の協力が不可欠だ。農地協力員は元農業委員などで、知識も経験も豊富で地元で詳しいから。

事業を行う費用については、農業委員会交付金を法令業務の活動費に充てている。任意業務である農地パトロールの活動費は、全て国からの「担い手アクションサポート事業」で補助してもらっている。平成18年度は200万円、平成19年度は300万円を補助していただいたが、補助事業の性質上、農地パトロール活動の経常経費としては補助されないようだ。この2年は、要活用農地の把握や耕作放棄地の把握等、課題があったので補助されたが、今後、ただ農地パトロールをするだけでは補助されない。国は、任意業務である農地パトロールの徹底を指導しているが、その活動費をどうするかが課題。市の財政は厳しく単独予算の確保は出来ない。今後、農地パトロールが継続していけるのかどうか心配している。

2. 農業委員会連絡協議会

農業委員の会合に参加させていただきました。最初に質問をすると、次から次へとお考えを聞かせていただき、その後はほとんど質問しなくても、話題は尽きずー。

● 親としてぞっとする時

農業委員 耕作放棄地をゼロにするための解消計画を作るよう言われている。そのために農地パトロールをして、面積を正しく把握するようにと。農地パトロールをして耕作放棄地を調べることはできるし、数字を出すのも簡単だ。でも、むなしい。耕作放棄地を復旧しても、誰が管理するのか。後継者はいないし作る作物もない。復旧費用も相当かかる。復旧には建設業者の重機が必要で、以前、10aを復旧するのに15万円かかった。

農業委員 何かを作ることはできるけど、儲けにならない。所得保障がないのに作れとはいえない。

農業委員 親として、子供が「農業をする」と言ったらゾットする。都市部のように副収入はあまり期待できないから。年金だとか、会社勤めなどで別に収入がないと農業はやっていけない。だから、松江など市部の方が農業をやりやすいのでは…。

● 銃を持たない自衛隊

農業委員 自給率を上げようにも、米は余り、他のものは不足している。小麦などは輸入価格と勝負にならない。採算性の高いものでないと作れない。

農業委員 採算性の高いものを作ろうにも、棚田は湿田なので畦を落とさないと米しか作ることができない。

農業委員 畦を落とすと、中山間地域等直接支払交付金で地目が田から畑になってしまう。交付される額は半分以下だ。今、農村はこの制度で何とか生活出来ているが、畑の額での交付となると…。

農業委員 アメリカ型の大規模化による低コストを目指すのは間違っている。日本は、ヨーロッパ



型の所得保障を目指すべきだ。そこで農業をして土地を守っていることは、国を守っていることだから生活できるように保障する。

農業委員 スイスなどは戦争で兵糧攻めされたりして、農業は食料を確保し、国を守っているという国民合意ができています。

農業委員 食料の輸入が途絶えたらどうなる。我々は銃を持たない自衛隊のようなものだ。



現場の実態に合わせた法律と運用を

農業委員 原野や山林になった農地もいつまでも農地基本台帳に残って、農地のままだ。

農業委員 農林水産省と法務省が調整して、簡単に地目を変えるようにならないか。非農地証明も簡単に出示してもらって…。

農業委員 地目を変えるときも地目変更の登記費用がかかる。4町歩の農地を転用して山林として登記したら数十万円かかった。造林してもナンボにもならない。

農業委員 山林にして利用すると言っても、そういうところにある湿田には木が生えない。山にならない。荒廃地になってしまう。

農業委員 農地が荒れる原因は、労働力不足と農産物価格の低迷。殺虫剤入り冷凍ギョウザの事件などもあって、食の安心の意識が高まった。都市部の方が家庭菜園的に農地を持ちたいと言ったり、U・Iターン者がわずかな農地を欲しいと言っても、農地所有の下限面積が緩和されないと農地が持てないのが現状だ。

農業委員 1反でも2反でも、非農家でも、農地を持ちたいという人に持たせたらいい。遊休農地を減らす必要があると国や県は言うが、農地取得の下限面積には厳しい。緩和して、少しでも減らせるようにしてもらいたい。自分で農業をしたら、食の安心にもつながる。

農業委員 今の若い人の中には農業をやったことがない人もいますので、そのような人が、勤めながらも作れるような農作物や地元の農業者（高齢者等）を活用するなどすることによって、地域の活力を生み出すことにつながれたら面白いと思う。

農業委員 定年退職者が農業をするというけど、これから社会的に労働力不足が進み、定年も65歳から70歳になれば、農業の労働力不足は進む。フリーターが農業をしないだろうか。

昼食の時間にならなければ、いつまでも農業への思いを聞かせていただくことが出来そうでした。

雲南市農業委員会の活動		
時期	参集範囲	主な内容
H18.9.5	農業委員 8人	《検討会》 平成18年度農地パトロールの実施について
H18.10.18	農業委員 農地協力員 49人	《検討会》 農地パトロールの実施方法等について 《研修会》島根県農業経営課 農地の無断転用防止対策 耕作放棄地対策、優良農地確保等
H18.10 ～ H18.11	農業委員 延べ97人 農地協力員 延べ98人	《遊休農地及び無断転用農地の把握》 農地パトロール及び農地基本台帳による現状把握後、要活用農地の振り分け 遊休農地解消の重点地区指定及び地権者等への指導
H19.3.26	農業委員 8人	《検討会》 農地パトロールの結果報告、今後の方針 遊休農地解消の重点地区への担当農業委員の設置（合併前旧市町村に1名）
H19.7.30	農業委員 7人	《検討会》 遊休農地解消の課題、発生防止・解消の施策強化 各地の遊休農地解消の事例について 平成18年度農地パトロール結果報告 平成19年度の活動について
H19.8.21	農業委員 8人	《検討会》 平成19年度農地パトロールの実施方法等について
H19.8.31	農業委員 30人 農地協力員 34人	《検討会》 農地パトロールの月間について 重点推進対策について 具体的な取り組み方法について 《研修会》島根県農業会議 遊休農地発生防止、解消対策の強化に向けた農業委員会の取り組みについて
H19.9.4	雲南市 奥出雲町 飯南町	《研修会》中国四国農政局、島根県農業経営課 農業委員の活動について 意向調査の実施について
H19.9 ～ H19.11	延べ86人	《遊休農地及び無断転用農地の把握》 遊休農地の把握及び所有者等の意向の把握及び対策 無断転用農地の把握及び対策 不法投棄等防止対策
H20.2.5	農業委員 8人	《検討会》 不在地主対策（所在等に係る情報収集の調査実施計画） 農地パトロールの実施結果について
H20.2.7	農業委員 8人	《検討会》 農地パトロール結果の検証 不在地主対策役員検討会
H20.2.26	雲南市 奥出雲町 飯南町	《検討会》 雲南地域広域連携活動 《研修会》島根県農業経営課 遊休農地解消対策、不在地主対策
H20.3（予定）	農業委員	《検討会》 遊休農地解消活動の実施計画の策定

